

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会及び観光庁の考え方

本「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会及び観光庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）	法
関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成16年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）	規則
特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和4年カジノ管理委員会規則・国土交通省令第1号）	命令

※いただいた意見については必要に応じ整理・要約しています。

No.	意見の概要	カジノ管理委員会及び観光庁の考え方
1	法等に基づく手続について、実務上可能な限りオンライン化することを希望する。	今回の規則改正により、法及び命令に基づく手続等について、電子情報処理組織を使用して行うことができるため、可能な限り当該方法により行えるようしてまいります。